

公安委員会会議録

開催日時	自 午後 1時00分 令和7年3月12日（水） 至 午後 3時57分
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公安委員 今村委員長 野村委員 弘永委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 故山口直人警部補山口県警察葬の執行（案）

警務部長から、

本年2月8日（土）に殉職された故山口直人警部補の山口県警察葬を、5月31日（土）午後2時から、執行することとしたい。

場所は、山口県警察学校体育館であり、施主は山口県警察本部長、葬儀委員長は自動車警ら隊長である。

執行方法は無宗教献花方式とし、ご遺族、ご親族と警察関係者が参列予定である。

また、県知事等の来賓を予定している。

旨の説明があった。

野村委員から、「殉職事案は残念であったが、最後の見送りができると良い。」旨の発言があった。

弘永委員から、「今回の警察葬における執行計画は、過去に実施された警察葬の流れを踏襲しているのか。」旨の発言があり、警務部長から、「県議会議長からの感謝状が予定されている点異なるが、大まかな流れは前回と同様である。」旨の説明があった。

今村委員長から、「県議会二月定例会においても、複数の議員から弔意を表していただいた。心に留めてくれている方も多い。よろしくお願いする。」旨の発言があった。

2 安全運転管理者等講習業務の合理化

交通部長から、

定員11人以上の自動車にあつては1台、その他の自動車にあつては5台以上の車両を業務で使用する事業所は、使用の本拠ごとに、安全運転管理者を置くこととなっており、安全運転管理者等講習を1年に1回受講することが義務付けられている。

令和7年度から、やまぐち電子申請サービスを活用することで、講習に係る手数料の収納や講習日の予約、提出書類の受理、受講証明書の交付事務等を電子化する。

さらに、安全運転管理者等選任事業所の実態調査についても電子化することで、受講者の利便性向上と県警察の業務合理化を図るもの。

(1) 合理化の内容

ア 受講にかかる手続

現在は、事務所を管轄する警察署単位で、受講日時や場所を指定し通知している。今後は、やまぐち電子申請サービスを利用することにより、山口県内すべての会場及び全日程の中から受講日や会場を選択することが可能となる。

イ 講習手数料徴収

現在は、講習会場の受付で事前に購入した県証紙を貼付することで、手数料の納付を行っているが、今後は、クレジットカードやペイジー（電子決済サービス）により、講習前に手数料の電子収納が可能となる。

ウ 講習会場での受付

現在は、受付において担当職員が書類の記入漏れ等をチェックしているが、今後は、やまぐち電子申請サービスにより、書類の不備等を事前に確認することが可能となる。

また、予めバーコードを発行しておくことで、講習当日はバーコードによる円滑な受付が可能となる。

エ 受講証明書の交付手続

現在は、講習の終了後に、講習会場において受講証明書を手交している。今後は、後日受講者に電子データをメール送付することとなる。

(2) 効果

ア 安全運転管理者等

受講日や、講習会場を任意に選択できるようになることで、受講者の日程調整が容易となる。さらに、講習会場における受付手続や、受講終了後の受講証明書交付において、待ち時間が解消されと考えている。

イ 県警察

講習申出書や調査表、受講証明書のペーパーレス化を行い、電子化することにより、これまで行っていたデータの入力作業が不要となる。

また、業務の合理化により、受付係員の減員と負担軽減が期待できる。

さらに、システム上で未受講者の常時把握が可能となることにより、未受講者に早期の受講を促すことができる。

なお、当該業務は、業務委託により実施していることから、合理化により業務委託に係る予算の削減が期待できる。

(3) 今後の方針

今回の手続変更について、ホームページへの掲載や、講習を通知する際の手続案内により、安全運転管理者等選任事業所に周知する。

また、警察署の担当職員に対する教養を実施し、講習業務等が円滑に進むようにしたい。

旨の説明があった。

野村委員から、「受講者側と実施する県警察側の双方にとって合理化となり、良いと思う。ところで、やまぐち電子申請サービスは既に運用されているサービスであり、安定して稼働しているのか。」旨の発言があり、交通部長から、「山口県が整備しており、県警察での使用実績もある。運用についてトラブル等の情報は無い。」旨の説明があった。

弘永委員から、「県警察側の業務負担が軽減される上に、受講者側も便利になると思う。ところで、未受講者に対する状況について、どのような取組を行っているのか。」旨の発言があり、交通部長から、「今年度は警察署ごとに実施しており、未受講者には再講習の通知を行うことで、最終的に未受講者はすべて受講している。」旨の説明があった。

今村委員長から、「受講の状況が常時把握できれば、早め早めのチェックが可能となることで、WIN—WINの関係となり、よい合理化だと思う。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 運転免許の行政処分

運転管理課長から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞への出席者3人からの聴取結果について報告を受けるとともに、処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定した。欠席者12人については、運転管理課長から処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定し、他5人については、再呼出しとした。

(2) 意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理課長から、3月26日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。

(3) 警察署協議会内規の一部改正

公安委員会事務官から、警察署協議会内規の一部改正について説明を受け、決裁した。

(4) 公安委員会宛て文書への対応方針

公安委員会事務官から、公安委員会宛てになされた文書について対応方針の説明を受け、決裁した。

(5) 山口県道路交通規則の一部改正

運転免許課長から、3月24日施行予定である山口県道路交通規則の改正について説明を受け、決裁した。

(6) 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程等の一部改正

運転免許課長から、山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程等の改正について説明を受け、決裁した。

(7) 委託業務に係る入札参加資格の審査結果

運転免許課長から、運転免許課関係の委託業務について、交通企画課長から、交通企画課関係の委託業務について、交通規制課長から、交通規制課関係の委託業務2件について、それぞれ入札参加資格の審査結果に係る説明を受け、決裁した。

(8) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する関係各市条例の施行に関する規則の改正

警備課長から、集会、集団行進及び集団示威運動に関する関係各市条例の施行に関する規則の改正について説明を受け、決裁した。

(9) 警察職員の派遣に係る援助要求（2件）

警備課長から、原子力施設の警戒警備に従事させるための援助要求2件に関し、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

(10) 審査請求の審理

交通規制課長から、審理経過の説明を受け、令和6年6月19日に受理の報告を受けた審査請求について、裁決書を決裁した。

(11) 犯罪被害者等給付金の申請取下げ

警察県民課長から、令和5年11月28日に受け付けた犯罪被害者等給付金の申請の取下げについて報告を受け、決裁した。

(12) 審査請求に係る山口県情報公開・個人情報保護審査会への諮問（2件）

警察県民課長から、令和6年12月18日に受理の報告を受けた審査請求2件について、山口県情報公開・個人情報保護審査会に諮問する旨の説明を受け、決裁した。

2 報告概要

- (1) 「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査の開始
公安委員会会務官から、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査の開始について、報告を受けた。
- (2) 運転免許証の期限切れ手続きにかかる報告
運転免許課長から、運転免許失効者に対する対応状況について、報告を受けた。
- (3) 山口県公安委員会事務の専決状況
警備課長から、2月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、報告を受けた。
- (4) 令和7年度警察学校合同入校式の実施
警察学校副校長から、4月4日に実施を予定している合同入校式の実施要領について、説明を受けた。
- (5) 山口県警察における速度管理指針
交通企画課長から、速度抑止対策の推進について取りまとめた「山口県警察における速度管理指針」について、説明を受けた。
- (6) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況
人身安全・少年課長から、2月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。
- (7) 公安委員会宛て文書への対応状況
地域企画課長から、公安委員会宛て文書への対応状況について、報告を受けた。
- (8) 令和7年度留置施設視察委員会委員の選考
留置管理課長から、令和7年度留置施設視察委員会委員の選考について、説明を受けた。
- (9) 監察関係業務報告
監察官から、監察案件及び2月中の非違事案について、それぞれ報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。